

事務連絡
平成30年6月29日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課
消防庁予防課
消防庁危険物保安室
消防庁特殊災害室

毒物及び劇物指定令の一部改正に伴う泡消火薬剤の劇物指定等について（情報提供）

平素より消防行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省が所管する、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第197号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第79号）が平成30年6月29日に公布され、N, N'-ビス（2-アミノエチル）エタン-1, 2ジアミン及びこれを含有する製剤（以下「トリエチレンテトラミン」という。（CAS番号112-24-3））が、平成30年7月1日より劇物に指定されることとなりました（別添1参照）。

トリエチレンテトラミンは、一部の泡消火薬剤に使用されており、当該物質を含有する泡消火薬剤は、劇物として「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）に基づき、鍵のある場所等に保管する等の措置を講ずる必要があります。

消防機関においては、化学消防車への補充用の泡消火薬剤等として、ポリエチレン缶等の容器に収納されたトリエチレンテトラミンを含有する泡消火薬剤を保管している場合は、当該法律に基づく適切な取扱いをお願いします。

また、一般社団法人日本消火装置工業会においては、今回の改正により規制対象となる泡消火薬剤の型式番号、当該泡消火薬剤を取扱う場合の具体的な対応等を取りまとめたリーフレットを作成していますので、お知らせします。（別添2参照）

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

【消防機関における泡消火薬剤に関すること】

消防庁消防・救急課

担当：仙波・伊藤（彩）・喜多

電話：03-5253-7522

【防火対象物における泡消火薬剤に関すること】

消防庁予防課

担当：塩谷・前原・野崎

電話：03-5253-7523

【危険物施設における泡消火薬剤に関すること】

消防庁危険物保安室

担当：竹本・小島

電話：03-5253-7524

【特定事業所における泡消火薬剤に関すること】

消防庁特殊災害室

担当：吉岡・藤原

電話：03-5253-7528

薬生発0629第1号
平成30年6月29日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第197号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第79号。以下「改正省令」という。）が平成30年6月29日に公布されたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

- (1) 5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 4098-71-9)
- (2) 2-クロロピリジン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 109-09-1)
- (3) (ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 98-87-3)
- (4) (トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 98-07-7)
- (5) ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 5124-30-1)

(6) 2-ヒドロキシエチル=アクリレート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 818-61-1)

(7) 2-ヒドロキシプロピル=アクリレート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 999-61-1)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 111-40-0)

(2) エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 107-15-3)

(3) ジエチル=スルファート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 64-67-5)

(4) N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 109-55-7)

(5) 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1310-65-2)

(6) 水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1310-66-3)

(7) 1, 2, 3-トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 96-18-4)

(8) 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1302-42-7)

(9) N, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 112-24-3)

(10) ホスホン酸及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 13598-36-2)

(11) レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール20%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 108-46-3)

3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'- (メチルカルバモイル)-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-1, 2, 3, 4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1229654-66-3)

(2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4' - (シアノメチル) - 2 - イソプロピル - 5, 5 - ジメチルシクロヘキサンカルボキサニリド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1857331-83-9)

(3) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、2, 3, 3, 3 - テトラフルオロ - 2 - (トリフルオロメチル) プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 42532-60-5)

(4) 無水酢酸及びこれを含有する製剤のうち、無水酢酸0.2%以下を含有する製剤

(CAS No. : 108-24-7)

4 施行期日

平成30年7月1日から施行する。ただし、3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

(1) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（平成30年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成30年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存するものについては、平成30年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

(2) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1 - (3 - クロロ - 2 - ピリジル) - 4' - シアノ - 2' - メチル - 6' - (メチルカルバモイル) - 3 - [[5 - (トリフルオロメチル) - 2 H - 1, 2, 3, 4 - テトラゾール - 2 - イル] - 1 H - ピラゾール - 5 - カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

2 施行期日

公布日に施行する。

第3 その他

改正政令の新旧対照表については別添1、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりである。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一の六（略）</p> <p>一の七（略）</p> <p>一の八 五―イソシアナト―（イソシアナトメチル）― 三・三―トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤</p> <p>一の九（略）</p> <p>一の十（略）</p> <p>二 一の五（略）</p> <p>六の六（略）</p> <p>六の七 二―クロロピリジン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の八（略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一の六（略）</p> <p>一の七 アルカノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。</p> <p>（新設）</p> <p>一の八 O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド（別名イソフェンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド五%以下を含有するものを除く。</p> <p>一の九（略）</p> <p>二 一の五（略）</p> <p>六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>六の七 三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤</p>

六の九〇六の十五 (略)

七〇十の二 (略)

十の三 (略)

十の四 (ジクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

十の五 (略)

十一〇十九の三 (略)

十九の四 (略)

十九の五 (トリクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

十九の七 (略)

二十〇二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 ビス(四―イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤

二十二の三 (略)

二十三 (略)

二十三の二 (略)

六の八〇六の十四 (略)

七〇十の二 (略)

十の三一・三―ジクロロプロパン―二オール及びこれを含有する製剤

(新設)

十の四 二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。

十一〇十九の三 (略)

十九の四 一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート六五%以下を含有するものを除く。

(新設)

十九の五 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

二十〇二十一 (略)

二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤

(新設)

二十二の二 S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチル

Ⅱホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチルⅡホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。

二十三 (略)

二十三の二 ヒドラジン

劇物指定された物質を含有する
**泡消火薬剤の
取り扱いについて**

関係各位

日消装発第 30-14 号

平成 30 年 6 月

一般社団法人 日本消火装置工業会

劇物を含有する泡消火薬剤の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消火設備機器の維持管理に特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令が公布され、一部の泡消火薬剤に含有している**トリエチレンテトラミン (CAS 番号 112-24-3)**が、平成 30 年 7 月 1 日から劇物に指定されることとなりました。

これに伴い、同年 7 月 1 日から当該泡消火薬剤を取り扱う場合には、毒物及び劇物取締法の基準に則る必要があります。

また、同年 10 月 1 日からは、販売業者にあつては販売業登録、毒物劇物取扱責任者の設置、販売業者及び業務上取扱者にあつては予備品として保管している泡消火薬剤がある場合にはそのポリ缶等の容器への劇物表示が必要となります。

今回の劇物指定は、泡消火設備を所有される方、工事や点検で取り扱われる方など多くの関係者に関連するものでもあります。(一社)日本消火装置工業会では、毒物及び劇物取締法の内容を正しく理解して、正しく運用して頂くため、概要を本リーフレットとして纏めました。

関係各位におかれましては、当該泡消火薬剤の適切な取り扱いについてご協力お願い申し上げます。

敬具

平成30年7月1日から 一部の泡消火薬剤で劇物としての規制が開始されます

1. 規制の対象

- 容器（ポリ缶やドラム缶などの製品梱包容器に入ったもの、以下ポリ缶等の容器）に入った泡消火薬剤が規制対象となり、泡消火設備は規制対象外です。
- 泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を単品販売（いわゆる機器販売）したり、取り扱う場合は、毒物及び劇物取締法に則った対応が必要です。

2. 泡消火設備を所有される方へ

- 泡消火設備は、従来通り使用できます。
- 所有する方には、毒物及び劇物取締法上の販売業登録や毒物劇物取扱責任者は必要ありません。
- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を予備品として保管する場合は、保管場所および容器に劇物の表示を行うとともに、盗難・紛失の防止、敷地外への飛散・漏洩・流出の防止に努めてください。
- 泡消火薬剤等を廃棄する際は、従来通り廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）に従って産業廃棄物として適切に処理してください。
- 火災時等に放出し回収できたものについては、従来通り廃掃法に従って産業廃棄物として処理してください。

3. 泡消火設備の工事をされる方へ

- 泡消火設備の工事は、従来通り実施することができます。
- 工事される方には、毒物及び劇物取締法上の販売業登録や毒物劇物取扱責任者は必要ありません。
- 工事を行う際に、当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）の保管場所に劇物の表示を行ってください。また、工事期間中は、盗難・紛失の防止、敷地外への飛散・漏洩・流出の防止に努めてください。
- 泡消火薬剤等を廃棄する際は、従来通り廃掃法に従って産業廃棄物として適切に処理してください。
- 作業者の保護具等は、泡消火薬剤の安全データシート（SDS）に従って対応してください。

4. 泡消火設備の点検（維持管理）をされる方へ

- 点検は、従来通り実施することができます。
- 点検される方には、毒物及び劇物取締法上の販売業登録や毒物劇物取扱責任者は必要ありません。
- 点検を行う際に、当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）の保管場所に劇物の表示を行ってください。また、点検期間中は、盗難・紛失の防止、敷地外への飛散・漏洩・流出の防止に努めてください。
- 泡消火薬剤等を廃棄する際は、従来通り廃掃法に従って産業廃棄物として適切に処理してください。
- 作業者の保護具等は、泡消火薬剤の安全データシート（SDS）に従って対応してください。

5. 泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）の保管、取り扱い上の注意事項

- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を保管する際は、盗難されたり紛失しないよう、関係者以外が近づけない鍵のかかる場所等（ポンプ室等）に保管してください。また、その他の容器と分けて保管するとともに、保管場所に「医薬用外劇物（白地に赤文字）」を表示してください。
- 万一、当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）が盗難にあい、または紛失したときは、直ちに警察署に通報してください。
- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を取り扱う際（泡消火薬剤貯蔵槽に補充する場合等）、敷地（泡消火設備の設置場所）外への飛散や、漏洩、流出しないよう、慎重に作業を行ってください。
- 敷地外への飛散や、漏洩、流出により、不特定又は多数の人に危害が及びそうな場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出てください。また、危害防止に必要な措置を講じてください。
- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を運搬する際は、飛散、漏洩しないように、転倒防止、落下防止等の措置を講じてください。
- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を予備品として保管している場合は、劇物の表示（医薬用外劇物）を行ってください。（平成 30 年 10 月 1 日適用開始。）



容器への表示の例



保管箇所への表示の例

6. 泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を販売される方へ

泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を単品販売（いわゆる機器販売）する場合は、以下の対応が必要です。
（平成 30 年 10 月 1 日適用開始）

- 販売する店舗（営業所等）単位で、販売業登録が必要です。
- 販売業登録は、管轄する保健所に必要書類を揃えて申請してください。
- 販売する店舗で直接当該泡消火薬剤を取り扱う場合は、毒物劇物取扱責任者を配置してください。
- 毒物劇物取扱責任者を配置した場合は、30 日以内に管轄する保健所に氏名の届出が必要です。
- 毒物劇物取扱責任者は、薬剤師、応用化学に関する学課の修了者、毒物劇物取扱者試験に合格した者になることができます。
- 販売業登録者に販売する場合は、必要事項※を記載した書面を 5 年間保存してください。
- 一般需要家に販売する際は、販売先から必要事項※を記載の上押印した書面の提出を受けてください。また、書面は 5 年間保存してください。

※販売時の必要事項

1. 劇物の名称及び数量
2. 販売又は授与の年月日
3. 購入する者の氏名、職業及び住所（法人の場合はその名称及び主たる事業所の所在地）

対象製品一覧

No.	泡消火薬剤等の型式番号	商品名	型式	主な納入先
1	泡第 17～3 号	メガフォーム F-623T	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	駐車場 工場、放電加工機 セルフスタンド 化学消防車
2	泡第 23～2 号	メガフォーム F-626T	水成膜泡 6% (-10℃～+30℃)	駐車場
3	泡第 25～1 号	メガフォーム IH-101-5	水成膜泡 5% (-10℃～+30℃)	工場、倉庫
4	泡第 22～8 号	メガフォーム N-103T	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	トンネル
5	泡第 22～9 号	NCA211T	水成膜泡 2% (-10℃～+30℃)	駐車場
6	泡第 26～3 号	メガフォーム F-653AF	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	工場、化学消防車
7	泡第 1～6 号	メガフォーム F-623	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	駐車場 工場 化学消防車
8	泡第 1～7 号	メガフォーム F-626	水成膜泡 6% (-10℃～+30℃)	駐車場
9	泡第 4～4 号	メガフォーム F-633S	水成膜泡 3% (-20℃～+30℃)	工場 化学消防車
10	泡第 22～2 号	メガフォーム IH-101	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	工場、倉庫
11	泡第 8～2 号	メガフォーム N-103	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	トンネル
12	鑑特第 116 号	NCA211	噴霧消火剤 2% (-10℃～+30℃)	駐車場

Q 1 劇物とはどのようなものですか？

A 1 化学物質等が持つ生物学的作用（主に急性毒性）に着目し、毒性を考慮して分類したものです。医薬品とは別に、毒物及び劇物取締法という法律で定められた物質で、毒物よりは毒性が低いものです。

Q 2 なぜ劇物に指定されたのですか？

A 2 トリエチレンテトラミンは泡消火薬剤に防錆剤として使用しており、毒物及び劇物取締法でしきい値が設定されていないことから、微量であっても意図的に含有している場合は劇物となります。

Q 3 泡消火薬剤には、トリエチレンテトラミンをどの程度含んでいるのですか？

A 3 泡消火薬剤中に 1%未満含んでいます。なお、火災時には多量の水で希釈して使用するため、0.03～0.04%未満になります。

Q 4 劇物指定された物質を使用できるのですか？

A 4 毒物及び劇物取締法において、劇物に指定されたとしても、引き続き使用することができます。

一般社団法人 日本消火装置工業会

電話 03-5404-2181 FAX 03-5404-7371

E-mail shou-sou@shosoko.or.jp URL <http://www.shosoko.or.jp/>

お問合せ先：